

**牧之原畑地総合整備土地改良区
建設工事等競争契約入札心得**

(趣旨)

第1条 この心得は、牧之原畑地総合整備土地改良区（以下「土地改良区」という。）が発注する建設工事（以下「工事」という。）の請負契約、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務等建設関連業務（以下「業務」という。）の委託契約並びに工事材料の製造の請負契約について、土地改良区が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札保証金)

第2条 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に土地改良区を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 公告又は指名の通知に、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第3条 前条の規定による入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって、これに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府の保証のある債券
- (4) 理事長が確実と認める社債

2 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第1号及び第2号に掲げるものにあつては額面金額、同項第3号及び第4号に掲げるものにあつては額面金額（発行価額が額面金額と異なるときは、発行価額）の10分の8に相当する額とする。

3 入札保証金を記名債券をもって代用する場合においては、売却承諾書及び白紙委任状を添付させなければならない。

(入札保証保険証券の提出)

第4条 入札参加者は、土地改良区を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札の基本的事項)

第5条 入札参加者は、仕様書、設計書、図面及びその他契約の締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計書、図面等について疑義があるときは、土地改良区職員の説明を求めることができる。

(入札の辞退)

第6条 指名の通知を受けた者又は入札参加資格の確認を受けた者は、入札の終了までは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により当該入札を辞退することができる。

- (1) 入札の執行前の場合は、入札辞退届（様式第1号）を当該指名の通知をした理事長に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）をすること。
- (2) 入札の執行中の場合は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書（業務委託の場合にあっては、入札書（様式第2号））を入札箱に投入すること。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札の決定前に、他の入札参加者に対して、入札価格を開示してはならない。

(入札)

第8条 入札書は、別記入札書（業務委託の場合にあっては、入札書（様式第2号））により作成し、封印の上、表面に「番号、何々工事（業務の委託の場合は、何々業務委託）入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所、商号又は名称及び氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を記載して公告又は指名の通知に示した日時及び場所において入札箱に投入しなければならない。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、入札書を提出する前に、委任する事項を明記した委任状（様式第3号）を提出させなければならない。

3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

4 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

5 第1項の規定については、郵送を認めない。

（入札書の書換え等の禁止）

第9条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の中止等）

第10条 指名競争入札において、入札辞退等により入札に参加しようとする者が1人の場合には、入札の執行を取りやめる。

2 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

3 開札前において天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることができる。

4 指名競争入札において、初度の入札をした者が1人の場合は、開札しない。この場合において、入札箱に入札書を投入した者が1人のときは、当該入札は行わなかったものとし、当該入札書は開封しないで返却する。ただし、開札の結果、有効な入札をした者が1人であっても、入札箱に入札書を投入した者が複数であった場合及び再度の入札の場合にあっては、この限りでない。

（開札）

第11条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札の場所において、入札者を立ち合わせて行う。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない土地改良区職員を立ち会わせる。

（入札の無効）

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のし

た入札

- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時及び場所に提出しない入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札（訂正印がある場合を含む。）
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (9) 同一事項の入札について、2 以上を入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (11) 同一事項の入札について、2 以上の代理人をした者の入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

（落札者の決定）

第13条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項のただし書に該当するおそれがある入札を行った者は、土地改良区職員の行う調査に協力しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

（再度入札）

第14条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、速やかに再度の入札を行う。再度の入札は、2 回までとする。

2 前項の場合において、第12条第1号から第4号まで及び第8号から第12号までの規定により無効とされた入札をした者は、再度、入札に参加することができない。

（再度入札の入札保証金）

第15条 前条の規定により再度の入札を行う場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度の入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第16条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該の入札の事務に関係のない土地改良区職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第17条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときは、その旨を入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第18条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、別記書式により建設工事請負契約書（業務委託の場合にあつては、業務委託契約書（様式第4号））又は契約担当者から指示があった場合には指示された様式により契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、理事長がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

- 2 落札者が、前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、その落札は、効力を失う。

- 3 前項の場合において、納付された入札保証金は、土地改良区に帰属する。ただし、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約書作成の省略)

第19条 契約書の作成を省略する場合は、別記書式により建設工事請書（業務委託の場合にあつては、業務委託請書（様式第5号））を徴する。この場合においては、第18条の規定を準用する。

(契約の確定)

第20条 契約書を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。ただし、予定価格が1,000万円以上の契約については、理事会の議決があったときに当該契約が成立する。

(入札保証金の還付)

第21条 入札保証金（これに代わる担保を含む。）は、入札終了後、直ちに還付する。ただし、落札者に対しては当該契約を締結した際に還付する。

(契約保証金)

第22条 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約を締結した際納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 落札者が、保険会社との間に土地改良区を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 公告又は指名の通知に契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(契約保証金に代わる担保)

第23条 前条の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府の保証のある債券
- (4) 理事長が確実と認める社債
- (5) 銀行その他理事長が確実と認める金融機関の保証
- (6) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

2 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第1号及び第2号に掲げるものにあつては額面金額、同項第3号及び第4号に掲げるものにあつては額面金額（発行価額が額面と異なるときは、発行価額）の10分の8に相当する額、同項第5号及び第6号に掲げるものにあつてはその保証する額とする。

(履行保証保険証券等の提出)

第24条 落札者は、第22条第1号若しくは第2号の規定により契約保証金の全部若しくは一部を納付しないこととする場合又は前条第1項第5号若しくは第6号の規定により契約保証金に代わる担保の提供をしようとする場合においては、当該保険証券、保証証券又は保証書を提出しなければならない。

(入札保証金の契約保証金への充当)

第25条 理事長において必要があると認めた場合には、落札者の同意を得て、その者に還付すべき入札保証金を契約保証金に充当することができる。

(異議の申立て)

第26条 入札した者は、入札後、この心得、仕様書、設計書、図面、契約書式及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(準用)

第27条 この心得は、随意契約について準用する。

附 則

この心得は、令和3年4月1日から施行する。